

被害者参加対象事件の拡大			
番号	お名前	質問／意見	内容
1	正木構成員	意見	ストーカー、私事性的画像記録提供罪等、性的姿態等撮影罪等は、いずれも性被害自体ではないものの、その周辺に位置するものであって、性被害の被害者について考慮すべき事情がそのまま当てはまることも多い。ストーカーは、身体を侵害する行為であるところの傷害などと比しても物理的、精神的に被害の程度が重い。また、これらの被害のみの場合、背後に性的な侵害があり、被害者の精神的苦痛、負担を考慮する必要がある。被害者として、今後の生活のためにも参加して事案の全容を知りたいし、それを把握する必要性、再犯防止の確認の必要性は高い。ストーカー事件で、その必要性はさらに大きい。 それにもかかわらず、これらの被害者は、被害者参加をすることができないため、公判では傍聴席に座らざるを得ない状況にあり、落差が大きいうえ、傍聴では遮へい措置がないため、傍聴へのハードルが高く、傍聴ができない被害者も多い。そして、これらの事件が自白事件の場合、通常、1回で結審されることも多いと考えられる。その中で、被告人質問の際、被告人が弁護人からの質問に対して、被害者と検察官の被告人質問の事前の打合せで予想することができない被告人からみただ一方的な経緯を語る場合、適切な反対尋問を経ることなく被告人質問が終わり、そのまま判決の基礎とされてしまうおそれがある。 これに対し、被害者が参加していれば、被害者は検察官のそばにいるのであるから、直前ではあるものの、メモなり小声での打ち合わせによって適切な反対尋問を実施することができ、真実の解明にも資することとなる。 理論的にもストーカー、私事性的画像記録提供罪等、性的姿態等撮影罪等は、性的自由を侵害するものであり、当該制度の対象とすべきである。 ①ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律） 第1条（目的）で、「この法律は・・・個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする」と規定している。 すなわち、当該法律は、個人の身体や自由等に対する危害の発生を防止、すなわち身体的な尊厳を守ること法目的にしており、対象とすべきである。実際、ストーカー行為は身体的な損害に対する切迫した危険を及ぼすものであり、対象外とする理由はないのではないか。 また、自由及び名誉に対する危害の発生を防止、すなわち性的自由を含む個人の尊厳を守ることが法目的としていることから対象とすべきと考える。 ②リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律） 第1条で「この法律は・・・私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穩の侵害があった場合における・・・個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。」と規定している。 すなわち性的自由に係る個人の尊厳の根幹を損なうような被害の発生を防止することを目的としている。よって、性的自由を侵害しており、対象とすべきと考える。 ③性的姿態撮影等処罰法（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律） 第1条で「この法律は、・・・性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。」と規定している。 当該法律の保護法益は、法制審議会の議論においても、性的自由、性的自己決定権とするのが適当だということについては、ほぼ共有されていると思われますという旨の発言もあるところである（法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会7回会議事録50 p 今井委員発言）。よって、対象とすべきであると考える。
2	假谷構成員	質問	法務省資料（資料2－1p3）〔今後の取組・検討方針〕の1つ目の○に、「現行法においては…個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪に限定されている」と記載がある。 「限定されている」というが、現行法の立法過程で、「人の生命、身体又は自由を侵害する罪」のうち一部のものに限定する議論はされていないのではないか。
3	假谷構成員	質問	「自由を侵害する罪」が挙げられているが、そこには性的自由に対する侵害が含まれているのではないか。

4	假谷構成員	意見	ア 立法時の議論 現行の被害者参加が議論された法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会では、法定刑などによる犯罪の軽重で「一律に定める」のではなく、被害者参加の制度を設ける趣旨からも、また、被害者等の実際のニーズの観点からも、その生命・身体に害を被った事件の被害者等を「広く被害者参加の対象とすることが適当である」と述べられていた。「『個人の尊厳』の根幹をなす」人の生命、身体又は自由に害を被った被害者等…、との表現があるが、個人の尊厳の根幹をなす、というのは、「生命、身体又は自由」に対する修辭であることは明らかである。先の法務省資料の記載ぶりは、あたかも、被害者参加が、「生命、身体又は自由に対する侵害」の一部にしか認められていないかのような表現ぶりになっているのは、適切ではないのではないかと。 イ 衆参議員の附帯決議 また、当該法制度を審議した衆議院、参議院の附帯決議でも犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の対象となる被害事件の範囲については、法施行後の制度の実施状況等を踏まえて検討を行うことが求められている。これらを踏まえると、実態を踏まえつつ、幅広く対象としていくことを検討すべきと考えられる。 ウ 立法時に漏れ落ちた犯罪及び新たな立法への対応 ストーカー行為規制法は、被害者参加制度創設時に参加対象とされなかったが、これは、あえて除外する議論がされたわけではない。また、その後も数次にわたる制度改正が行われている。さらに、後に立法されたリベンジポルノ防止法や性的姿態撮影等処罰法については、実態を踏まえると、被害者参加の対象とすべきである。すなわち、被害者参加が認められないと、バーの中に入ることができず、裁判の内容を知りたくても、加害者との遮へい措置をとることができない。加害者と直接顔をあわせなくてはならないのである。また、傍聴人との遮へい措置もとることができない。傍聴席で、事件の内容に涙し、他の傍聴人から好奇の目で見られているのが実態である。まさに個人の尊厳にふさわしい処遇を受けているとは到底言えない。このことは、児童が性的被害にあうこととなった児童福祉法違反事件、ちかん行為など迷惑防止条例違反事件も同様である。
5	滝沢構成員	意見	被害者参加対象事件の拡大の是非を検討するにあたっては、被害者参加制度の導入を検討した法制審議会における議論、法務省に設置された平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会における議論及び制度上又は運用上講ずべき措置の要否等に係る検討結果を踏まえ、その後に新たに生じた刑法、刑事訴訟法等をはじめとする法改正、社会状況、犯罪被害者等の権利利益等を踏まえ、刑事訴訟の基本原理・構造、被害者参加制度対象事件の性質、対象事件と非対象事件との区別の合理性、対象事件を拡大せずとも実務運用で実現することができる犯罪被害者の権利利益の有無、対象事件を拡大することで実現される犯罪被害者の権利利益、被告人の防御権、訴訟経済等を総合的かつ慎重に判断する必要があると考えます。そのうえで、対象事件を拡大するのであれば、前記二会議体でなされた議論及び結論を踏まえ、今後の立法に向けた議論に耐えうる合理的な理由を提示していくことが必要になると考えます。
6	山本構成員	意見	他の傍聴人と同様傍聴席からの傍聴は難しく、被害者参加で遮蔽措置を図ってもらいたいというニーズの指摘。仮にそのようなニーズに応えれば、実務上の措置としてビデオリンク方式で傍聴を認めるような措置は取れないか。犯罪被害者保護法2条の趣旨によれば、そのような扱いを被害者に認めることは正当化できないか（民訴のIT化の議論でも、法廷をユーチューブ等オンライン配信することは、現行法上禁止されていないというのが法務省の理解）。もちろん設備上の問題はあるであろうが、検討できないかという印象。

犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化			
番号	お名前	質問／意見	内容
地方公共団体関係			
1	滝沢構成員	意見	犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化をさらに進めるべきですが、これに積極的な自治体と必ずしもそうではない自治体との間に差が生じ、自治体間での格差が広がる懸念も生じるように思われます。このような懸念が生じないようにするためには、司令塔機能を有する警察庁は、今後、犯罪被害者等の支援に積極的とはいえない自治体に対して、より積極的に、犯罪被害者等の支援の実施を働きかけることが求められると考えます。
民間支援団体関係			
2	和氣構成員	意見	年々増加する相談件数に対し、相談員等の人数は、ほぼ横ばいであり、相談員等の高齢化が進んでいるところである。新たな相談員等の採用に取り組むも、業務の難しさに対する処遇の低さなどから困難な状況にある。また、相談員等の育成には、時間を要するため、その育成費用もセンターの負担となっている。
3	和氣構成員	質問	警察庁による民間被害者支援団体への財政援助として令和6年度に約2億6,900万円の都道府県警察費補助金を措置しているとのこと。財政援助の対象として直接支援業務の委託に要する経費が含まれるが、支援センターの直接的支援に係る経費は、支援センターが負担している実態がある。警察庁の財政支援が支援センターに届くための手続きや方法を教示いただきたい。
4	和氣構成員	意見	支援センターの直接的支援の件数は、ここ数年は増加傾向にあるが、財政援助の予算金額は、毎年、ほぼ同額である。被害者支援の実情に合わせた予算措置をお願いする。 令和2年度 約2億6,800万円 令和6年度 約2億6,900万円
5	和氣構成員	意見	支援センターの開設時間は、平日の10：00～16：00が多く、平日の早朝、夜間、土日祝日（年末・年始除く）を全国被害者支援ネットワークの「犯罪被害者等電話サポートセンター」が補完し、必要に応じて支援センターに引き継ぐ運用としている。同サポートセンターの運営費用は預保納付金に基づく助成金であり、継続が約束されたものではない。また、民間団体にとっては、費用面、人材面から24時間365日対応の体制構築は極めて困難な状況にある。費用面、人材面について、全面的な公的支援をお願いしたい。
被害児童関係			
6	假谷構成員	質問	【こども家庭庁】 ①児童相談所での児童虐待ケースの対応手順の「調査」のところには、臨検・捜索の実施の記載もあるが、刑事手続きに進む事件や、警察との連携はどのようになっているか。 ②刑事手続きへの参加の機会は、どのようにして確保しているか。 ③加害者に対する損害賠償請求権の行使の機会はどのようにして確保しているか。
7	假谷構成員	意見	【こども家庭庁】児童虐待は、犯罪として立件可能なものが多い。また、早期の分離が実現せずに殺人事件にまで至る事件も後を絶たない。警察との連携が重要である。また、年少者であっても、自分の意思を持ち、自身に対する犯罪の真実を知りたいと刑事手続きへの参加を希望する者もある。こうした者に手続き参加の機会を確保することが重要である。さらに、児童虐待事案では、加害者が、経済的に生活を支えている例も少なくない。経済的自立のためにも、損害賠償請求が重要な事案に対しては、然るべき援助が必要である。
8	假谷構成員	質問	【文部科学省】教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーには、被害児童の立場から、被害児童や被害児童保護者に助言を行う者はあるか。
9	假谷構成員	意見	【文部科学省】チーム体制を構築して対応に当たることを否定するものではないが、被害児童、加害児童の双方や、学校の立場が考慮され、被害児童の権利利益の確保につがっていない例がある。被害児童が適切に希望を述べ、然るべく反映されるためには、被害児童の立場に立つ者の存在が不可欠である。
10	假谷構成員	意見	【文部科学省】資料は、学校で問題が発生したときの一般的対応が記述されているにとどまり、被害者支援の観点を欠いている。すなわち、（i）学校内外を問わず、児童に対する犯罪が発生したときに、どのような支援が行われているのか（例：父母が殺害されたなど）、（ii）学校内で、児童に対する犯罪が発生したときにどのような支援が行われるのか（例：付属池田小学校事件）、（iii）学校外で児童が被害に遭ったときの保護者に対する支援（例：生徒が殺害された場合）、（iv）学校内で加害児童から被害を受けた場合などに、被害児童のために、被害者に対して、どのような支援を行っているのか。例えば、生徒が重大犯罪に巻き込まれた場合の対応指針を策定しているか。一つの例として、報道機関からアルバムの写真が流出し、被害者遺族に無断で報道されることがままあるが、取材に対する応対、他の児童・保護者に対する連絡など行われているのか。学校における体制の議論ではなく、被害者のために何を行っているのかを明らかにしていただきたい。

犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷への対策			
番号	お名前	質問／意見	内容
1	山本構成員	意見	対応の方法として、啓蒙、リテラシーの向上は不可欠。ただ、プロバイダー責任制限法の立案に関与した際、強制的な予防的措置は検閲の防止や通信の秘密など憲法上の要請から非常にハードルが高いことを実感。やはり事後的な救済を実効的なものにしていくほかない。その観点から、総務省の説明にあったとおり、大規模プロバイダーへの削除要請や裁判所に対する発信者情報開示の方途は近時の相次ぐ改正で実効性をもってきている。ただ、犯罪被害者の二次被害を考えると、本人にそのような措置をとることを求めることは酷であり、弁護士による援助が不可欠。被害者支援弁護士によって、適時に削除要請や発信者情報開示手続を実効的にとることができるような運用が望ましい。

犯罪被害者等登録制度について			
番号	お名前	質問／意見	内容
1	島村構成員	意見	ある犯罪の被害者が日本全国に居住することも考えられ、居住地によって被害者支援の内容・対応にバラつきが生じるのは仕方ないとしても、それは一定限度に抑えるべきように思われる。どこに住んでいてもできるだけ同様の被害者支援を被害者が受けられるようにするために、国が犯罪被害者等登録制度を用意することに賛成である。現場で被害者対応を管轄するのは都道府県でも、全国レベルの組織で各地域での対応・進捗を把握し、足りない場合には働きかけられる等の仕組みがあるとよいのではないか。地方公共団体同士のやりとりの円滑化や好事例の横展開に向けた働きかけ等、国と地方公共団体の連携のあり方を模索しつつ、国が司令塔として実効的に役割を果たすためにも被害者等登録制度の構築を進められるとよい。
2	滝沢構成員	意見	犯罪被害者等登録制度については、その制度の概要が不明であるものの、一般論としては、犯罪被害者等に対する施策を推進する諸機関が犯罪被害者等の状況を統一的に把握することができ、より充実した犯罪被害者等に対する施策を推進することができるものと考えられます。もっとも、そのような制度をわが国において具体化するにあたっては、個人情報保護の重要性が高まっている今日の社会状況及び犯罪被害者等の個人情報保護の重要性に鑑み、犯罪被害者等の情報の管理主体、既存の諸制度（例えば、警察の被害者等連絡制度、検察の被害者等通知制度）における対象となる犯罪被害者等の範囲、取得される情報の範囲、提供される情報の範囲の調整が必要となると共に、犯罪被害者等に通知される情報があるとすれば、この情報は犯罪被害者等の立ち直りのために必要な範囲に限定されるべきであって、犯罪被害者等の情報の取得・保管・利用の範囲は厳格に定められる必要があると考えます。

その他第48回会議の論点			
番号	お名前	質問／意見	内容
公判前整理手続への参加について			
1	正木構成員	意見	被害者参加は被害者の権利であり、まずその権利は尊重され、保障される必要があるというのが大原則である。被害者は、事実を知りたいという思いが強く、そのために争点整理の状況やその過程を知ることは重要であり、かつこれらのことを知りたいと思っており、また準備に役立てたいと思っている。被害者は情状に関わる犯行に至った経緯や動機について関心が高く、必要があれば意見を述べたいと思っており、情状証人の採用についても意見を述べたいと思っている。これらの権利は、最大限尊重され、保障されるべきである。 これに対して、対審構造、当事者主義からの慎重論もあったところであるが、公判でも意見は検察官に対して行うものであり（刑事訴訟法第316条の35）、公判前整理手続でも同様であるので、対審構造、当事者主義をそこなうものではないと史料する。 また、公判前整理手続に被害者が参加していると、日程調整もスムーズにできる。現在生じている検察官の連絡調整不備による日程調整上のトラブルが解消できる。 そして、検察官は公判前整理手続について説明、連絡しているところであるが、すべてを逐一説明、連絡することは不可能であり、検察官が重要だと考えたこと、必要だと考えたことになる。したがって、必ずしも被害者が求めている情報が被害者に伝わっているとは限らず、齟齬が生じ、被害者の準備等に支障が生じたりしている場合がある。この点から、公判での参加の権利を実効化するためにも、公判前整理手続への参加は重要である。 さらに、被害者もすべての情報を検察官と共有することは不可能であり、公判前整理手続では、争点、審理計画が決まるので、この時に発生した突発的なこと、新たな問題についても、被害者が参加していれば被害者が意見を述べ、検察官を通じて対応が可能である。 なお、今後は被害者等支援弁護士制度が導入されるので、公判前整理手続における争点整理、審理計画の策定に困乱が生じるという懸念はなくなると史料する。
2	假谷構成員	意見	（1）意見 ア 公判前整理手続きへの参加の必要性 重大事件の被害者遺族は、公判が始まるまでの公判前整理手続きの期間中、年単位で待たされ、公判期日が始まると短いと数日の間に裁判が終わってしまう。被害者遺族は、被害者の視点で事件を見ており、検察官の方針に反しない限りで、「事件の当事者である犯罪被害者等」を、刑事手続きに適切に関与する権利があることから、生まれたのが被害者参加制度である。公判前整理手続きでは、裁判に向けた争点整理が行われ、争点が絞り込まれる。その過程で、事件の当事者である被害者遺族であれば、気づき、把握でき、重要だと思っている点や、手続きから脱落してしまうことがある。また、加害者の主張が明らかでない事案など、争点整理のために、公判前整理手続きに加害者自身の出頭を求め、加害者の発言を求めることが行われることがある。事件の真相を知りたいと考える被害者遺族が、加害者が何を言うのか、を知りたいと考えることは自然なことであるし、その機会を拡充することが求められている。なお、裁判長の訴訟指揮にもよるが、実務上、打合せ期日が重ねられ、最後に正式な公判前整理手続きが行われることもあり、ここでいう公判前整理手続きには、打合せ期日を含む。 イ 傍聴ではなく参加 「事件の当事者」である犯罪被害者等が刑事に関する手続きに適切に関与する機会を拡充し、その「権利」が保障されることが、犯罪被害者等基本法、基本計画の基本理念である。部外者が、傍から眺め、他人事として聴く「傍聴」は、質的に相いれないのである。 （2） 弊害が生じないこと ア 手続きが混乱することはない 現行明文がある公判廷での被害者参加（在廷・刑事訴訟法第316条の33、316条の34）であっても、被害者参加人が、裁判所の許可を得ずにむやみに発言することはない。また、現行の被害者参加制度は、いずれも検察官にあらかじめ申し出、検察官の意見を付して裁判所に伝える建付けであり、検察官の立証計画を阻害しないことが担保されている。公判前整理手続きに参加する場合も、同じ枠組みがとられるであろう。公判前整理手続きへの被害者参加によって、手続きを阻害することは生じない。 イ 証人出頭の予定 被害者参加人が、後に証人出頭する場合のことが懸念点として挙げられていた。現状、多くの事件において、被害者自身の供述は「同意」され、「証人」として出廷することは稀である。一部争いがあり、被害者等の証人尋問が行われる事件も存するが、その場合、現行法でも、証人出廷までの、人定手続き・冒頭陳述・他の証人の証言の期日には、参加弁護士だけが出廷し、参加人自身は、在廷自身の証言が終わった後に出廷しているのが実務運用である。公判前整理手続きにおいても、同様に、被害者遺族の証人出廷が予定される場合には、被害者参加弁護士が参加し、または、弁護方針が明らかになった時点以降に参加することとすれば、何ら問題は生じない。

医療観察法の被害者参加について			
3	假谷構成員	質問	法務省資料（資料2－1、5p）に、「現行法で許容されている審判の傍聴（医療観察法第47条）を超えて、被害者等に審判期日への参加を認め、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることについては、法の目的や審判における裁判所の判断の対象との関係で慎重な検討を要するものと考えている」と述べられている。法務省では、このような見解を述べる前提として、最高裁判所から被害者や遺族等（以下、まとめて「被害者」という。）が当初審判の傍聴を希望して許可された事例、許可されなかった事例、許可されなかった事例について不許可の理由のそれぞれに関する統計資料を入手しているか。入手しているのであれば内容を教えて欲しい。入手していないのであれば、入手して内容を検討してから意見を述べるべきではないか。
4	假谷構成員	質問	【法務省】 同じく5頁には、「検察当局においては、対象行為に係る被疑事件の処理に当たり、被害者等の心情に配慮し、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めており、引き続き、丁寧な説明に努めていくものと承知している。」とある。被疑者が心神喪失等で不起訴となった事案について、検察審査会に審査申し出された数の統計を取っているか。取っていればその数と議決の結果を教えて欲しい。「不起訴相当」の議決の中には、一部入院又は通院処遇審判が確定したために公訴提起が認められなくなった結果「不起訴相当」の議決が出たものも含まれている可能性がある。「不起訴相当」となった理由についても調べて教えて欲しい。
5	假谷構成員	意見	【法務省】 医療観察事件の被害者は、被害を受けたという点では通常の刑事事件の被害者と何も変わらない。特に通常の刑事裁判において被害者が使える制度を利用できない不起訴事件の被害者は、同じ被害者であるにも関わらず、起訴された事件の被害者との間に大きな格差が生じてしまっている。現行法では、対象者の社会復帰という医療観察法の目的に反すると判断される場合には、直ちに被害者の権利利益を認めないという方向で解決を図っている。しかし、平成17年の法施行後20年の間に国民の意識の変化やIT技術の進歩がある。改めて被害者のためにどういった手当ができるのか検討して欲しい。
6	假谷構成員	意見	【法務省】 医療観察審判への被害者の参加を認めて欲しい。当初審判に被害者が参加しても対象者の社会復帰のために処遇の内容を決めるという審判の目的に必ずしも弊害をもたらすとは言えない。被害者は、なぜ被害を受けたのか、対象者が事件についてどのような認識を持っているのか知りたい、対象者の処遇について意見を言いたいと考えている。これらの希望を叶える方法を検討して欲しい。
7	假谷構成員	意見	【法務省】 被害者の参加が認められないとしても、現行法の傍聴に関する規定については改正が必要である。現在では、対象者が被害者と顔見知りであるからというような理由で安易に被害者の傍聴が許可されない。刑事訴訟法の改正によって刑事裁判のIT化が実現し、被害者参加もオンラインで実施できるようになる見込みである。医療観察審判においても被害者のオンライン傍聴を検討して欲しい。
8	假谷構成員	意見	【法務省】 被害者の代理人弁護士との傍聴が認められないのは不合理である。被害者は一般の市民であって弁護士による支援が必要である。代理人の傍聴も認めて欲しい。
9	假谷構成員	意見	【法務省】 被害者に意見陳述の機会を与えて欲しい。まずは審判廷での意見陳述が検討されるべきである。これが難しい場合であっても少年審判のように事案によって適切な方法で意見陳述ができるようにして欲しい。
10	假谷構成員	意見	【法務省】 現行法では、被害者の傍聴は当初審判にしか認められていない。これを退院許可審判や処遇終了審判の場合にも認めて欲しい。当初審判以外の審判では、審判期日は必要的開催ではない。退院許可審判などに被害者が傍聴を希望する場合には、審判期日を開いて被害者に傍聴を認めるようにして欲しい。当初審判では病気が重くて被害者のことにまで理解が及ばない対象者であっても退院時には相応様子が変わっているはずである。また、退院許可審判が申し立てられた際、被害者に対して傍聴の希望の有無が確認されれば、被害者は対象者が近々退院する可能性のあることを認識することができる。現在の法務省保護局長通達では対象者の退院後に情報提供がされるが、再被害を恐れる被害者にとってそれだけでは不十分である。退院前の情報提供の方法として検討して欲しい。
11	假谷構成員	意見	【法務省】 検察官は、医療観察審判の申立て後は被害者への連絡をしなくなる。被害者にもできる限り手続の状況や内容を知らせるべきである。捜査担当検察官から医療観察審判担当の検察官への引継資料には審判への被害者の関心度についてどこまで記載しているのか。検察官から被害者に対して傍聴や審判結果の通知、審判後の情報提供に関する希望の有無を毎回きちんと確認して欲しい。被害者が傍聴を希望したけれども不許可となってしまったという場合には特に丁寧に検察官から審判について被害者に説明をして欲しい。

12	假谷構成員	意見	【法務省】 不起訴処分時の検察官から被害者への説明は不十分である。当会の会員から現実に不満の声が上がっている。不起訴処分時に検察官から被害者に対して丁寧な説明がなされていれば検察審査会への審査申出も少ないのではないかとと思われるが実際はどうか。不起訴事件の被害者にとっては検察官からの不起訴時の説明がほぼ最後の情報入手や意見表明の機会となる。その重要性を検察官はもっと認識して欲しい。
13	假谷構成員	質問	【厚生労働省】 「医療観察法統計資料 2020年版 国立精神神経医療研究センター病院」を読んだ。入院処遇中に対象者の治療に関する情報を被害者にどのように提供しているのかについてまったく記載がない。どこかに書いてあるのか。もし書いてあるのであれば、どこに書いてあるのか教えて欲しい。
14	假谷構成員	質問	【厚生労働省】 上記統計資料 66 頁には、治療プログラムの内容として「対象行為の振り返り」とある。これは被害者に対する情報提供等と何か関係があるのか。あるとしても具体的に実施されている割合が回復期において 23%、社会復帰期に 5%と随分少ない。この程度の割合でしか対象行為の振り返りが実施されていないということは結局対象者に対して被害状況や被害感情への理解を促す治療が実施されていないということでのいのか。
15	假谷構成員	質問	【厚生労働省】 上記統計資料は 2020 年に発行されている。すでに 5 年経過している。最新版はいつ出るのか。
16	假谷構成員	質問	【厚生労働省】 厚労省の「地域処遇ガイドライン」には、対象者の社会復帰を促進するのであれば、対象者の同意を得て被害者に情報提供をすることができると書かれている。ガイドラインのこの規定に基づいて被害者に情報提供された事案にはどのようなものがあるのか、その数や提供された情報の内容について教えて欲しい。
17	假谷構成員	質問	【厚生労働省】 「指定入院医療機関運営ガイドライン」や「指定通院医療機関運営ガイドライン」には「地域処遇ガイドライン」の被害者への情報提供に相当する記述がない。しかし、実際には指定入院医療機関で対象者の同意を得て被害者への情報提供をしようという試みがなされていると聞く。現在そのような試みはどのくらいの数、どのような内容の情報について実施されているのか調べて教えて欲しい。
18	假谷構成員	意見	【厚生労働省】 厚労省は、医療観察事件の被害者に対してまったく関心を払っていない。入院処遇における被害者の扱いについて何も統計資料がないことから明らかである。対象行為は医療観察事件の発端であり、被害者のある対象行為は、被害者がいるからこそ対象者の治療が行われているのである。本来被害者のことを念頭に置いて治療が行われるのが当然であるが、実際には被害者はまったく蚊帳の外である。しかし、近年一部の指定入院医療機関では被害者への情報提供をすることを想定して対象者から同意を得る試みが開始されている。前回の統計からすでに 5 年経過している。厚労省には、現場の治療の最新の状況を調査し、今後の法制度や治療の充実に役立てて欲しい。法務省と厚労省との間で十分な情報交換、意見交換がなされている様子も窺われない。対象者の治療については厚労省が所管しているのであるから、被害者への情報提供の拡大については厚労省の意見を聞いて検討することが必要である。どのような内容をどの程度被害者に開示できるのか、法務省と具体的に協議して欲しい。

その他第47回会議の論点			
番号	お名前	質問／意見	内容
加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減について			
1	假谷構成員	質問	（出所後の加害者から被害者へ被害弁償について） 出所後であっても、加害者が、被害者・遺族の連絡先等情報を取得することは、当人の同意等がない限り、できないと理解している（情報取得することができるとしたらそれは別の問題がある）。他方、法務省・検察庁では、出所後の加害者が、被害弁償したいと連絡したときに、「助言し、指導を通して考えさせている。」と記載があるが（資料3－2 p7）、具体的には、どのような方法がとり得るのか。
2	假谷構成員	質問	（出所後の加害者から被害者へ被害弁償について） おそらく、加害者において、賠償のために弁護士に依頼する（刑事裁判終了後の弁護人のような立場で）ことぐらいしか考えられないのではないか。出所後の加害者が裕福であることは稀であり、そうすると、法テラスに相談、依頼することが考えられるが、法テラスには、そのような案件を事件として受任する（代理援助）メニューがないのではないか。
3	假谷構成員	質問	（出所後の加害者から被害者へ被害弁償について） 資料3－2 p2には、被害者送金の現状が報告されているが、加害者の罪名を把握されているか。その内訳等を教えて欲しい。
4	假谷構成員	意見	（出所後の加害者から被害者へ被害弁償について） 犯罪被害者等基本法は、損害賠償責任は、第一次的には加害者であると明記し、矯正施設収容中に加害者に対して損害賠償の履行に向けた指導を行っているようである。しかし、加害者が被害者情報（住所等の連絡先）を取得することは極めて困難である（取得が容易であるとすれば、それは別途問題である。）。弁護士に依頼することで被害者情報を得て、被害弁償をしようとしても、法テラスには、弁護士を利用できる制度もない。第一次的には加害者が責任を負うと定めながら、被害弁償を受け取ることができる制度がないのは、制度の欠缺ではないか。

5	假谷構成員	意見	（被害者の損害賠償債権の優先的取扱いについて） （１）優先的取扱いの要請 犯罪被害者の損害賠償請求権、特に生命又は身体への侵害による損害賠償請求権は、生命・身体という利益が財産的な利益と比べて保護すべき度合いが強い。例えば、一人の加害者に対し、犯罪被害者の損害賠償請求権１０００万円と、加害者が借り入れた貸金請求権１０００万円が競合し、加害者が双方債権を満たすだけの財産を有しない場合が具体例である。 生命・身体を侵害された被害者保護、救済の要請が高いことは言うまでもない。被害者は、好き好んで加害者に対する債権を取得したわけではない反面、貸付は、当該の返済能力等を判断した上で貸し付けを行っている面がある。また、山本委員が指摘していたとおり、他の法律においても、生命又は身体に対する不法行為に基づく損害賠償請求権が別異の取り扱いがされている。民法では、消滅時効期間について、他の債権よりも長期間が定められている（民法１６７条）。また、破産法では、免責許可の決定の効力が及ばないことが規定されている（破産法２５３条３号）。法の在り方として、こうした債権を優先的・特別に取り扱うことは、十分にあり得る議論である。 （２）実体法上の取扱い ア 犯罪被害者の権利を行使する機会を確保するために、実体法上、犯罪被害者の有する損害賠償請求権（故意または重大な過失により加えた人の生命又は身体に対する不法行為に基づく損害賠償請求権）に先取特権を付与するなどの方法で、犯罪被害者が優先的に支払いを受けることができる制度を設けるべきである。 イ 法務省指摘事項 この点、法務省からは、「先取特権の存在を証する文書として、確定判決以外の文書は一般には想定できないことをも踏まえ」と記載がある。法務省資料によれば、「先取特権の存在を証する文書として、確定判決以外の文書は一般には想定できない」と記載があるが、そのように限定的に解する必要はない。現に、上記のとおり破産法における取り扱いに際し、債務名義であることは要求されていない。現行法においても、先取特権に関し、担保権の実行としての競売等を申し立てるときには、債務名義がなくとも、裁判所が提出した資料を基に判断している。子の監護費用と同様に、先取特権（民法３０８条の２）として定めることが必要である。 （３）民事執行法上の取扱い 破産法において、免責を認めない取り扱いがされていることは前述したが、破産に至らない通常の執行の場面においても、債権の競合が生じる。この点、民事執行法では、債務者の生活確保の観点から、給与等債権の差し押さえ範囲は、４分の３が差押禁止債権となっているが（１５２条２号）、養育費については、その確保の要請が高いことから２分の１に修正されている。犯罪被害者、特に日々苦しんでいる被害者の救済のためには、加害者は一定程度自らの生活を犠牲にして賠償すべき要請が高い。養育費と同程度に修正すべきである。 （４）まとめ 犯罪による責任を第一次的には加害者が負担すべきということであれば、加害者 に対する賠償をより実効的にするための方策は、直ちに採られるべきである。その上で、そうした施策がとられてもなお回収が困難であり、犯罪被害に苦しむ被害者の救済として、国による立て替え払い制度がなければ、犯罪被害者は救済されないことの現実が、より鮮明に明らかになる。
---	-------	----	--

犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方について			
6	假谷構成員	意見	(犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理について) (1) 今般、会計検査院の指摘を受けて、犯罪被害者等給付金が支払われた限度において、加害者に対して有することになる債権の管理が求められるということである。国の債権管理が適切にされることは望ましいことであるが、その際に検討いただきたいのは、犯罪被害者等給付金が支給される事案においては、通常、大部分の未払いの損害賠償債権が残存しているということである。そこで、2点要請が存する。 (2) 請求権の競合の問題 1点目は、犯罪被害者等給付金として支給された額を控除し、残額を加害者に対して賠償請求し、債務名義などを得ている場合、その後の加害者に請求していくことになれば、国に移転した債権部分と、被害者に残された損害賠償請求債権部分とが競合することになる。例えば、わずかな金額を長期間の分割で被害者に支払う和解をしている加害者なども想定される。この場合に、国が、加害者への請求を開始し、加害者が支払い原資に困り、被害者へ支払われる分割金が滞ることになれば、被害者救済のための制度が被害者救済に反する結果を導くことがある。請求権の競合を避けるよう配慮していただきたい。 (3) 被害者の債権回収のための情報提供 2点目は、被害者は、加害者の財産を発見することができず、未払いの債権を回収することができずにいることが多い実情がある。仮に、国が、国に移転した犯罪被害者等給付金債権を加害者に請求していく過程で、加害者財産を発見し、執行することができる場面が生じた場合には、被害者に通知することができないか。加害者財産に対する優先権があると考えれば、一定の申し出をしておくことで、加害者財産の強制執行が開始された場合に、配当加入を求めて手続き参加をする途があってもよいのではないか。